

広島県告示第六百八十八号

平成十七年広島県告示第千二百二十五号（広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により県の機関が定める保存、作成、縦覧等、交付等及び立入り等に係る帳簿、書類等）の一部を次のように改正する。

令和三年七月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
一 (略)	条例等	一 (略)	条例等
	(略)		(略)
	証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）		証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）
	生活保護法に基づく保護施設の設定及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第七十一号）		
	第三条及び第五条		
二・三 (略)		二・三 (略)	